

## 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

ナフサを由来とする建設資材については、中東情勢の変化に伴い供給の偏りや流通の目詰まりが懸念されています。本県においても、国土交通省の対応を踏まえ、令和8年7月1日より、下記のとおり、設計変更により計上する運用を、行うこととします。

### 記

#### 1. 対象

県土整備部、都市建築部が発注する建設工事

#### 2. 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材

#### 3. 設計変更の流れ

- (1) 発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。
- (2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。  
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
  - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
  - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
  - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- (3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

#### 4. 適用

本通知は、令和8年7月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和8年6月30日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

また、特記仕様書等に本運用の記載のない工事についても、調達検討資材による設計変更の必要が生じた場合は、特記仕様書等の追加指示により適用できるものとします。